

お知らせ

マイナンバーカード取得で「マイナポイント」がもらえます！

▶問い合わせ マイナンバーカードの交付に関するご相談 市民課 ☎ 73-3005
マイナポイントに関するご相談 産業政策課 ☎ 73-3012



STEP1 取得

マイナンバーカードを持っていない人は、
マイナンバーカードを取得しましょう！



STEP2 予約

マイナンバーカードを持っているが
マイナポイントを予約していない人は、
マイナポイントを予約しましょう！



STEP3 申込

マイナンバーカードを取得し、
マイナポイントを予約済みの人は、
**マイナポイントを申し込んで
取得しましょう！**



実施期間は
令和3年3月までです。
お手続きはお早めに！

くらし

9月6日から12日は 救急医療週間です

▶問い合わせ 三觀広域北消防署 ☎ 72-2119

- 救急医療の正しい理解と認識を持つ上で、次のことを心がけましょう。
- もしものときのために、人工呼吸や止血など、正しい応急手当の方法を身に付けておきましょう。
- 病気のことなどで、いつでも相談できるホームドクター（かかりつけの医師）を持ちましょう。
- 急病以外は、できるだけ診療時間内に受診しましょう。
- 三觀広域消防署では、応急手当普及啓発活動を推進しています。
- 自治会や事業所などで応急手当講習会を行うときは、ご相談ください。



お知らせ

令和2年国勢調査にご協力ください

▶問い合わせ 地域戦略課 ☎ 73-3011

国勢調査とは

国勢調査は、人口減少社会にある日本の未来を描く上で、欠かすことのできないデータを得るために実施するものであり、全ての人に回答の義務があります。

調査結果は、国や地方公共団体のさまざまな施策の基礎資料になります。

主な調査項目

- ・世帯員に関する事項（男女の別、段住んでいる全般の年齢、性別、世帯の種類の2項目）
- ・出生年月、就業状態など14項目
- ・世帯員に関する事項（男女の別、段住んでいる全般の年齢、性別、世帯の種類の2項目）

調査の時期

9月中旬頃から国勢調査員が各世帯を訪問し、調査票を配布します。

回答方法

インターネット回答
パソコンやスマートフォンからインターネットによる回答

紙の調査票での回答

紙の調査票に回答を記入して、送付用封筒による郵送回答（調査員への提出による回答も可）

安心・便利なインターネット回答をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の感染症を予防する施策を実施します。

防止のため、調査員へ調査票を手渡す必要のない、インターネット回答の積極的なご利用をお願いします。

国勢調査 Q & A

Q 調査員に個人情報を知られたくないのですが？

A インターネット回答、郵送回答または封入して調査員に提出した場合は、調査員が回答内容を見ることはできません。また調査員には厳しい守秘義務が課せられています。

Q インターネット回答の利点は？

A インターネット回答は、どこでもいつでも簡単に回答ができます。また回答画面も分かりやすく、チェック機能もあるため誤回答や回答漏れを防げます。さらに、回答内容の修正ができます。



お知らせ

児童手当『現況届』

▶問い合わせ 子育て支援課 ☎ 73-3016

お届け方法

民生委員・児童委員がお届けします。

お知らせ

敬老祝金をお渡します

▶問い合わせ 福祉課 ☎ 73-3015

該当者

・昭和8年1月1日～12月31日に生まれた人
・大正10年12月31日以前に生まれた人
に、敬老祝金をお渡します。

祝金の額

1万円

お届けする時期

9月中旬～10月中旬



お知らせ

児童手当の受給には、現況届の提出が必須です

▶問い合わせ 健康課 ☎ 73-3014

対象期間

1月1日から12月31日まで



くらし

国民健康保険被保険者対象 新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金を支給します

▶問い合わせ 健康課 ☎ 73-3014

※申請には、原則4種類（世帯主・本人・事業主・医療機関用）全ての申請書の提出が必要です。
※申請条件や申請方法などについては、市ホームページをご覧ください。

お知らせ

くらし

9月6日から12日は 救急医療週間です

▶問い合わせ 三觀広域北消防署 ☎ 72-2119

- 救急医療の正しい理解と認識を持つ上で、次のことを心がけましょう。
- もしものときのために、人工呼吸や止血など、正しい応急手当の方法を身に付けておきましょう。
- 病気のことなどで、いつでも相談できるホームドクター（かかりつけの医師）を持ちましょう。
- 急病以外は、できるだけ診療時間内に受診しましょう。
- 三觀広域消防署では、応急手当普及啓発活動を推進しています。
- 自治会や事業所などで応急手当講習会を行うときは、ご相談ください。